

判決年月日	平成18年3月31日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成17年(行ケ)10679号		
<p>肉眼によって認識することができない微小な意匠が、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に当たるとして、意匠登録を受けることができる場合</p>			

(関連条文) 意匠法2条1項, 3条1項

1 事案の概要

Xは、意匠に係る物品を「コネクタ接続端子」とする意匠(本願意匠)につき意匠登録出願をしたが、特許庁において拒絶査定を受け、これに対する不服の審判についても、請求不成立の審決がされた。その理由は、意匠登録を受けることのできる意匠は、意匠全体の形態が肉眼によって認識し得るものであることを要する、本願意匠は、最下部の横幅の実寸法が0.15mmであって、その形態の具体的な態様を肉眼によって認識することができないほど微小であるから、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」とは認められず、意匠登録を受けることのできる意匠に当たらないというものであった。

本件は、Xが上記審決の取消しを求めた訴訟である。

なお、特許庁の意匠審査基準には、「意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。」、「視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。」、「その〔注：粉状物又は粒状物の〕一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。」との定めがある。

2 本判決

本判決は、まず、意匠登録を受けることのできる意匠(意匠法3条1項柱書き, 2条1項)が肉眼によって認識し得るものに限られるかどうかにつき、「意匠に係る物品の取引に際して、当該物品の形状等を肉眼によって観察することが通常である場合には、肉眼によって認識することのできない形状等は、『視覚を通じて美感を起こさせるもの』に当たらず、意匠登録を受けることができないというべきである。しかし、意匠に係る物品の取引に際して、現物又はサンプル品を拡大鏡等により観察する、拡大写真や拡大図をカタログ、仕様書等に掲載するなどの方法によって、当該物品の形状等を拡大して観察することが通常である場合には、当該物品の形状等は、肉眼によって認識することができないとしても、『視覚を通じて美感を起こさせるもの』に当たると解するのが相当である。」と判示した。

その上で、本願意匠の意匠登録の可否につき、意匠に係る物品の取引状況等に関する事実関係を認定した上で、「以上によれば、本願意匠に係る物品『コネクタ接続端子』においては、その取引に当たり、物品の形状等を拡大して観察しているということとはできな

いから、その形状は、肉眼によって認識することができるものと認められない限り、意匠法により保護される意匠には当たらないと解すべきである。」、「本願意匠の大きさは、右側面図に表される最下端部の横幅実寸法を0.15mmとするものである。また、この部分の寸法に合わせて物品全体の大きさをみると、正面図において横約1.21mm、縦約1.35mm、右側面図において最大横幅約0.28mmとなる。」、「これによれば、Xが本願意匠の形態上の特徴であるとして主張する『上端部を蛇首のごとくアール状に折曲』する、『下端部を階段状に段差を有して折曲』するなどといった点は、0.1mm単位の大きさを有するにすぎないのであって、本願意匠の具体的形態を肉眼によって認識することは不可能というべきである。」と判示して、本願意匠は意匠登録を受けることができないとした審決の判断を是認し、Xの請求を棄却した。